

香春町
情報セキュリティポリシー

令和8年4月

総合政策課デジタル推進係

序 文

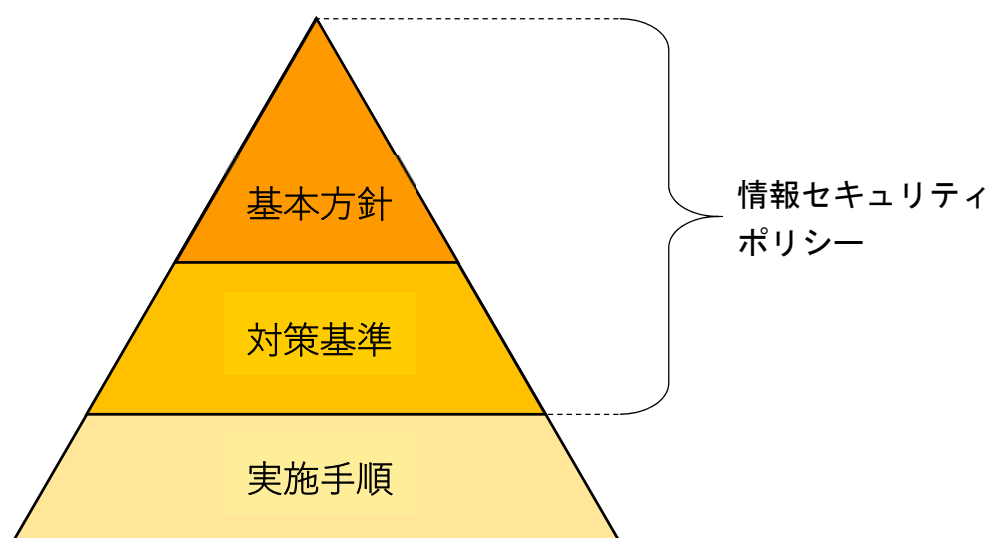
香春町は、情報通信技術「ICT」を活用したゆとりと豊かさを実感できる住民サービスの提供を実現するとともに、行財政運営の最適化に向けてICTに関する施策及びその業務を効率的に実施するために電子自治体の推進に取り組んでいます。

社会経済及び町民生活のあらゆる面で情報化が進展する一方、住民の個人情報のみならず、行政運営上重要な情報等に対する不正アクセスや情報の漏えい・破壊・改ざん等の脅威も増大しています。電子自治体の推進に際し、これらの脅威から情報資産を守ることは香春町に課せられた責務であります。

したがって、香春町では保有する情報資産を守るために、情報の重要性を認識し、住民の利便性を向上させつつ、厳格な管理運用により情報を保護するとともに、安全性を追求する必要があるため、遵守すべき事項や判断基準を統一的に定める香春町情報セキュリティポリシーを策定することとしました。

香春町情報セキュリティポリシーは香春町電子計算組織の管理及び運用に関する規程（平成8年3月25日規程第1号）第15条に基づいて香春町が保有する情報資産の機密性、完全性、可用性について必要な事項を定めるとともに、全職員が組織的かつ計画的に情報セキュリティに取り組むため、本町の情報セキュリティの基本的な考え方を定めた「基本方針」と、基本方針に基づき、組織が遵守すべき事項及び判断基準を定めた「対策基準」として策定するものです。

また、それに伴い、具体的な手順を定めた「実施手順」を併せて策定するものとします。



香春町
情報セキュリティポリシー基本方針

総合政策課デジタル推進係

香春町情報セキュリティ基本方針

1. 目的

香春町情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、香春町（以下「町」という。）が保有し、又は管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、町が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

また、本基本方針は、地方自治法第244条の6第1項に規定する、サイバーセキュリティを確保するための方針として定める。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報資産

情報システム及びネットワークで取り扱われる全ての情報（電磁的に記録されている情報及び出力した媒体を含む。）をいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティポリシー

基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態及びそれを確保することをいう。

(7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態及びそれを確保することをいう。

(8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態及びそれを確保することをいう。

(9) 職員等

町の業務に従事し、又は町の情報資産を取り扱う者をいい、職員、会計年度任用職員、その他の任用形態の者、議員、行政委員会の委員等を含む。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、監査機能の不備、外部委託・外部サービス管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病等による要員不足に伴う情報システム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 個人情報保護の保護

町の情報セキュリティにおいて、住民等の個人情報の保護を最も優先する事項とする。

5. 適用範囲

(1) 行政機関等の適用範囲

基本方針が適用される行政機関等は、町長部局、議会、教育委員会（教育委員会事務局並びに教育委員会が管理・監督する学校その他の教育機関を含む。）、行政委員会（選挙管理委員会、監査委員、農業委員会等をいう。）、地方公営企業その他町が設置する執行機関等とする。

(2) 情報資産の適用範囲

基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① 情報システム（ネットワーク・記録媒体を含む。）及びこれらに関する設備
- ② 情報システムで取り扱う情報
- ③ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等の情報システム関連文書
- ④ 香春町文書管理規程（平成24年香春町規程第8号）第2条第4号及び第5号に規定する文書及びその他の関係規程に基づき管理される文書等（電磁的記録を含む。）

6. 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

7. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産及び情報システムを保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

（1） 組織体制

情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立し、権限、役割及び責任の明確化を図る。

（2） 情報資産の分類と管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性の観点で分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

（3） 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。

（4） 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（5） 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。

また、町は、LGWAN 接続系、インターネット接続系、番号利用事務系等のネット

ワーク区分及び情報資産の重要性に応じ、ネットワーク分離、アクセス制御、通信の監視その他必要な技術的対策を講じる。ネットワーク区分ごとの具体的な対策及び運用は、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順に定める。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際の情報セキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、発信できる情報を規定し、対策を講じる。

(8) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

8. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

9. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

10. 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7、8及び9に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

11. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。